

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針の一部を改正する件（案）の概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第2条及び第3条の一部の施行に伴い、かつ、令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和8年6月5日）を踏まえ、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- （1）改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条の3第3項の規定により、令和8年10月1日からリスクアセスメントを実施するために必要に応じて作業環境測定を実施することが義務付けられ、また、当該作業環境測定は、厚生労働大臣が定める作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に従って行うことが義務付けられる。

さらに、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第196号）により、令和8年10月1日から当該作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場が、指定作業場として定められ、作業環境測定士又は作業環境測定機関等が作業環境測定を行うことが義務付けられる。これに伴い、技術上の指針について以下（2）から（5）までの内容に関する改正を行う。

- （2）技術上の指針において規定されている労働者の呼吸域における物質の濃度の測定について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第116号）による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「改正後作環則」という。）第3条の3の規定により、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けた作業環境測定士等を実施させなければならないこととなることを踏まえ、所要の改正を行う。

- （3）改正後作環則第3条の3の規定により（2）の測定を行う場合であって、サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を補助させるときは、改正後作環則第3条の5のサンプリング補助者講習を修了した者に補助させることとなり、また、分析（一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を補助させるときは、一級化学分析技能士に補助させることとなること等を踏まえ、所要の改正を行う。

- （4）（2）の測定について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案による改正後の作業環境測定基準に従って行わなければならないこととなることを踏まえ、所要の改正を行う。

- （5）その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

労働安全衛生法第28条第1項

4. 適用期日等

公 示 日：令和8年9月中旬（予定）

適用期日：令和8年10月1日